



卸売業者

県知事の許可を受けて営業する者で、出荷者から販売の委託、または買い付けた生鮮食料品等を「せり売り」「相対売り」によって仲卸業者や買受人に販売します。

仲卸業者

市長の許可を受けて営業する者で、卸売業者のせり売り等で仕入れた品物を市場内の店舗で仕分けし、買受人や買出人に「相対売り」で販売します。

買受人

市長の承認を受けた者で、卸売業者のせり売り等に直接参加して品物を買受ける小売業者です。

買出人

市長が行う登録を受けた者で、仲卸業者や関連事業者から仕入れた品物を消費者に販売する小売業者や飲食業者などです。

関連事業者

市長の許可を受けた者で、市場を利用する人たちの便益を図るため、市場内の店舗で食堂や食料品などの営業を行います。

せり売り

卸売業者の「せり人」が、販売物品の品目・産地・等級・数量等呼び上げ、それに応じて買い手が希望する価格を指で表して申し込めます。「せり人」はその中から一番高い価格で申し込んだ買い手にせり落とします。

相対売り

せり売り以外の取引の方法で、買い手と話し合いの上で、価格・数量を決定します。